

第7回 鳥取市市民自治推進委員会 議事概要

1 日 時 平成24年12月18日(火) 14:00～16:10

2 場 所 鳥取市役所駅南庁舎 地下1階第6会議室

3 出席者

(1) 委 員 大久保委員長、池井副委員長、上田委員、坂本委員、木下委員、四宮委員、
今度委員(順不同) 委員出席者 7名

(2) 鳥取市 安本協働推進課長、雁長協働推進課係長、竹内協働推進課主任

(3) 傍聴者 1名

4 議 事

(1) 協議事項

鳥取市自治基本条例の見直しについて

(委員長)

委員長あいさつ

《事務局説明》

①自治基本条例の見直しについて

・住民投票条例について

I 住民投票条例の基本的構成要素

II 条例の論点について Iで示された基本的構成要素についての比較表【資料1-1, 1-

2】

III他都市の住民投票条例及び住民投票条例施行規則について【資料2】

IV住民投票に至るまでの流れ【資料3】

V常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について【資料4】

VI非常設型住民投票条例制定市町村における自治基本条例の住民投票規定について【資料5】

(委員長)

今、住民投票に関する事務局から示していただいた資料、県議会の常任委員会資料について、何かご質問があれば発言してください。

(委員)

資料の、常設型の資料3の首長の部分ですが、これは、発議すれば住民投票になるという風に読めるのですが、発議して議会の議決を得るということではないですか。

(事務局)

これは一つの例です。色々なパターンがございまして、議決を得る場合もありますし、そのまま行く市町村もあるということで、これがすべてというわけではございません。例として挙げさせて頂いております。

(委員)

住民投票あるいは、住民投票条例のイメージはご理解いただいたのではないかと思います。

(委員)

少なくとも、これは多数決の議論ではないので、賛成者が多いからこの委員会でそちらの意見を答申するとか少ないからこうするという事ではない。常設型の方には、プロパー的な問題点があるので、その議論だけを進めていくことにすれば、私は非常設型ですけど、必ずしも常設型を論破しようとか、そういう議論をする気持ちは毛頭ないですし、それは私自身、あくまでも地方自治に対する理念の問題だし。逆に常設型の方は、それはその人たちの理念の問題なので、これはここで賛成多い少ないの話ではないと思いますね。両方出して、いずれにしろ市長の方では調整がつかないだろうし。というのは、ひとつは、投票者の条件というものが、時期や問題によって変わると言うんですよね。だから、国政に関わったり、県政であっても国政に関わる、この前の自衛隊の基地を例に取りましたけど、そういうものについては、永住外国人の方も含めて投票することが適当なのかということもあるし、逆に箱モノをここに作っていかどうかというようなことを問う場合には、出来る限り広い範囲で、例えば18歳以上の人は将来負担がかかるわけなので、そういう人達が仲間に入って貰った方がいいなという気がする。だから、私はあくまでも、その都度その問題について議論を進めた方がいいかなというのが、非常設型を考える基本となっています。

(委員)

両方の意見が出て、それぞれこういう意見がありましたという形の結論の出し方ではなくて、やはりこの会の中で、それなりの結論を示すべきではないのかなと思うんですけど。それがやはり、この委員会の委員に選ばれた私たちの責任ではないかと思うんですけど。

(委員長)

多数意見はこうだが、それ以外にこういう意見がありましたよと併記する形になるかもしれない。どちらがいいのか、それは我々が決めればよい。ただ、一つの方向がきちんと皆さんが合意できればそれが一番いいんですけど、今の段階では、それは難しいなと思う。できれば一つの方向で皆さんが合意できて、こういうことを検討していただきたいと具体的に提起できればよいと思う。

(委員)

やっぱり、議論が尽くせて無い事が、一番だと思うんですよね。議論が尽くせて無い段階で、結論が出るわけではない。皆さんの率直な思いを伺って、もちろん、多数決で結果を出すわけではないんですけど、この会としての考えを、ある程度明確にするべきではないかと思う。

(委員長)

ここにある住民投票に関する基本的構成要件についてひとつひとつ論議していかないと。その上でどうかということを確認していかないと、いきなり頭から住民投票が常設型か非常設型かということは性急なのではないかと思う。さきほど、副委員長が発言された、テーマごとに対象や投票資格者が変わるという考え方もあるわけなので。常設型であっても、そういうことを織り込むことも可能だと思うが、そこら辺は、お互いに論議し合って、こういう形でクリアしようということで方向付けできればよいと思う。

(委員)

テーマごとに投票資格者を決めるというのは、非常に危険であると思う。では、その線引きを誰がするのか、これはここまでの範囲として付与しますというのを誰がするのか。色々問題があると思う。

(委員)

地方自治法の条例制定権の中には、その条例案を持って請求するという考え方があるので、その条例案の中にこのたびの住民投票でもそれを入れておけば、それが可能になったわけで、ここで、常設で固めてしまうと、県と同じようになってしまうという心配がある。地方自治法では、その条例案を持って直接請求をやるということで、今回も住民代表の方は、その条例案を持って出られている。

(委員)

常設型にすることに、何ら問題は無いと思う。大切なことは、条件をどこまできちっと連ねるかということに重点を置くべきで、常設型・非常設型にするという議論は今や古いのではないかと思う。むしろ、常設型にして条件をしっかり定める方が求められているのではないかと思う。

(委員)

前回の終わりで、常設型にすることが、どういうマイナス事項が出てくるのかという事を検討する中で考えていきたいと思いますというようなことで終わったと思うんです。なので、今は事務局が色々準備してくださった、先ほど委員長さんもおっしゃったことで、基本的構成要素の1～6というものを、一つずつ検討していく中で、考えていけるのではないのかなと思う。

(委員長)

さきほど副委員長が発言された対象者の問題もそういう視点からのものであり、常設にすると不安というか、問題により対象者が異なるのではないか。だからむしろ案件ごとに条例で定めて、それに相応しい条件を条例で決めて、実施した方がいいのではないかというご意見でした。

(委員)

議会構成から考えれば、なかなか常設型ということは難しい。結局は、無味無乾燥な、それ

こそ常設によって、選挙人名簿に載っている人にやってもらいましょうということで、固定化されてしまうこともあり得るわけですから。

(委員)

議会で色々審議されても今回の庁舎問題のように、時間に追われて、対立軸と言うか選択肢が抽象的になってしまう問題もある。それは、その場におると、その時点でもっと十分に審議すべきだったと思われるが、今回の例ではそういう風になっている。

(委員)

住民投票というものに対する認識が、一般住民もまだまだ不足してましたし、提出された一部議員についても、今から見れば、稚拙だと思えるようなこともございましたし、私的には、1か月前に会議して、その時の皆さんの発言内容を資料として頂いて、何度読み返しても、どちらにしようかという判断は、今の所まだ付きかねている状況で、それぞれの委員さんが発言された内容は、それなりにまた理解できますし。ただ、私は思うのですが、住民というのはそう簡単に、右か左かこういう形でやりますよといったら、はいはいと従って、結果が出てそれを納得するかという事です。それはその時また、その時々であり、環境もあったり、技術もあるかもしれませんが、それによって、その時その時に変わってくると思う。だから、非常にどちらかに決めるという事に対して、まだ、私としては、はっきりと結論を出しかねているという状態です。前回も申しましたように、3か月前までは、常設だと考えていたのです。こうあるべきだという考え方が強かった。ところが、具体的に今回の住民投票やってみて、今、まだそういうことが議論できるとははっきり言い切れる状態なのかなと思ったり、もう少し時間が欲しいな。どういうことを、今度勉強したらいいのかなと思っている所です。今日もこの資料を頂いて、しっかりこの基本的構成要素を自分なりに整理していかないと、かといって整理したら、正しい答えが出るのか、後で後悔しない答えが出せるのかという自信も無い。まだ、あと10年して、あんな結論を出したけれども、あの時はまだ認識が足りなかったなとか、検討が自分自身出来てなかったなとか、そういうことがあるかもしれないという気持ちも起こるんですよ。

(委員長)

具体的に、県の総務教育常任委員会の資料を出されて、その前段の辺を読んでもと、対象案件は、それまでに議会の中で、いろいろなところから論議されて、どうしてもそこで妥協点が見い出せないというような状態の中で、住民投票という問題の道を開いていくという流れです。それからもう一つ謳っておられるのが、住民主導とか民主主義の視点からも、乱発するというのはコントロールしていけばいいわけですが、そういう道を残しておくという一つの大事な視点ということ、皆さんで共有できたらと思う。ただし、それは論議の結果ですが。県の住民投票を考えた経緯をみると、よくまとめられていると思う。

(委員)

これは確認ですけど、県の原課の案は3分の1だったですよ。

(事務局)

解職・解散請求相当数とあるので、3分の1となるものと思われる。

(委員長)

少し変わっている部分が、住民が発議する場合でも、議会での決議ということが盛り込まれている。しかも常設型の中に、一つのチェック機関と言うか、そういうものが盛り込まれているのは少し変わった提案の仕方である。そういう方法もあるんだなと思った。私が心配していたのは、今回実施された鳥取市の住民投票の例からの反省としては、選択肢がきちっとしてないと、結果が反映されないという問題があるので、このへんを署名団体のみに任せていいのかという心配がある。

(委員)

常設、非常設は、この場には6人しかいないですが、今後議論するとして、むしろ、例えば対象事項とか取扱いとか資格者や情報提供だとか、こういうことを固めていく必要があると思う。常設型にするのかどうかという議論の前に確認していった方がよい。基本条例に、いわゆる自治基本条例の中に載っているもの、県の中にもいろいろありますけど、どこまで載せていいかということをお話していった方がよいのではないかと。

(委員長)

常設だろうと、非常設だろうと、個別条例だろうと、内容的には、条例で前もって決めておくか、案件ごとに決めるかだけの違いである。であれば、住民投票に必要な基本要素を6つ挙げて頂いておるんで、これについてひとつずつ議論していくこととしてはどうか。これまで論議してきたなかでは、ポジティブ、ネガティブ、どちらを採用した方が住民にとっては分かりやすいのかという視点でご意見をいただければ。

(委員)

こういったものは相応しくないというレシピを作る方が。範囲を狭めてしまうので。これから先、どういう案件が出てくるかわかりませんよね。そういったことを考えると、やはりこういった項目は相応しくないよという項目を作っておくほうが、将来的なことを考えると適しているのかなという感じがする。

(委員)

私もそう思う。我孫子市がポジティブな表現であるが、資料を見させてもらうと、条例の第2条第2項で、「前項の規定に関わらず、市民投票は、もっぱら特定の市民又は地域のみを対象とする事項については行うことができない。」というように、やっぱりこういうような注釈を付けなければならぬようになってくると、総じてこれはいけませんよっていう風な方がわかりやすいし、色々出てきた時に照らし合わせて、項目に入っていないから出来るのではないかと、というように、広がりを持てるようになってくると思う。

(委員)

県がポジティブリストにしたのはやはり県政ですから、市町村とは、性質が違うものですから、県がポジティブリストにするのは当然なのかなと感じますけれど。

(委員)

検討委員会では、ネガティブリストで、知事部局で出したのがポジティブです。ということは、知事の考えがこれに入っているということですね。ただ、書いてあるのが、我孫子市そのままという感じである。

(委員長)

前回資料にあった常設型住民投票条例を制定する33市町村の傾向としては、ネガティブが多いというまとめだったが、それも自然である。どうしても、ポジティブにしなければいけないとか、そうしたことによってどういうメリットがあるのかということだが、同じなのではないか。

(委員)

ポジティブリストにしても、非常に漠然とした書き方をすることになるのであれば、解釈はいろいろできるわけで、それを考えると、逆にネガティブリストにした方が縛られてしまうところはあるのかもしれないですね。

(委員長)

対象事項として市民レベルの議論がクローズアップされてくるという経過はやはり、議会の中で論議経過が織り込まれて来て、その中での対立で出てくる問題が想定されるわけですね。そんなことが沢山あるかと言えば、よほどのものでないと思う。

(委員)

これから起こってくる道州制の問題は自民党も推し進めるから、そうすると結局関西圏に入るか、中国地方に残るかっていうことを、県の方で考えることになる。県はそのことを考えながら、県民参画条例を作っていると思う。

(委員長)

市町村合併も、住民投票のようなもので、同じような問題がからんでいるから、そういうのは考えられる。ただそれはある程度、対立軸がはっきりするからいいのではないかと思う。どうでしょうか、大体方向としては、ネガティブ規定でいいのではないかと思います。全国的にもこの規定が多いようだ。委員の意見としてもこちらの方が多くようである。

(委員)

参考としては、高浜市や広島市の対象事項がもとなるかなという感じがする。

(委員長)

具体的な文言については、そういう方向になれば、また次の段階で検討することとする。これは常設型、個別型という分けじゃなくて、住民投票条例として織り込むべき要素としての一つのあり方という論議ですから、①の投票対象事項としては、ネガティブ規定を目指してはどうということ整理して、次の発案権者、これもいろいろご意見ございますが、これについての

ご意見を伺いたい。現在の鳥取市の自治基本条例との関連も含めて考えてみて頂いて、鳥取市の今の状況では、市長とか議員の発議というのは特に規定はしてないですけども、そういうものもこの見直しの時期に、常設、非常設関係なしに自治基本条例のなかに盛り込む方法がありますので、織り込んだ方がよいという意見があればそのように提案すればよい。

(委員)

首長や議会が発議する場合は、どういう場合が想定されるのか。

(委員)

合併の智頭町の例を見られればよい。町長が合併を推進し、議会が反対する。いったい住民どういう意向であるかを聞くため実施された。それは、参考までにしかならないけども、やはり住民の方の意見を聞いている。智頭町の場合は、住民も合併賛成だったけど、議会が反対して合併しなかった。そういう事例がある。

(委員長)

だから、例えば市長がある施策をやろうとしたときに、議会の状況を見て、このままでは議論にならないと考えた際に行うこととなる。議会がどういう風な判断をするかというのが、首長が発議する核になってくるのではないかな。

(委員)

アメリカの議会なんか、考えられたらわかると思うけど、大統領は民主党であって、議会が共和党であって、出す意見出す意見否決すると。そういう場合、国民はどう考えとるかを聞くと。

(委員)

そういう意味では、発議権者としては首長や議会も残しておいた方がいいってことなんですか。

(委員)

その方が、議会と執行部との緊張関係保たれる。

(委員長)

住民投票を住民サイドだけできると規定している市町村は少なかったですね。3者を規定しているところが多い。

(事務局)

首長と議員に関しては、地方自治法上の制度だけでいくのであれば、それをあえてこの条例に制度上入れ込むかどうかということと、地方自治法を上回る権限、緩和するような要件を定める必要があるから、首長、議員を住民投票条例に入れ込むか。この2通りあると思う。放っておいても、地方自治法の制度ではできるといえることですので、市長が住民投票条例を求めて発議した際には、議会が議決すれば、いつでもできますし、議会も条例を自分たちで作って

議決すればできるということです。

(委員)

そうなんです。住民自治基本条例と、地方自治法とは、どちらが、法的には優先されるのか。

(事務局)

基本は法律が優先される。上回るという言い方が適切ではないかもしれないが、条例でそれを上回る制度を作ることができる。地方自治法でいくと、住民の場合は50分の1以上の署名を集めて請求すれば住民投票条例の制定請求ができて、議会にかけられて実施ということなのだが、それを住民投票条例を定めて、発案要件にある署名数について、50分の1より高いハードルを設定をしておけば、選択肢はあるが、後は自動的に住民投票に移っていくことができるという違いがある。ですから、この条例を作られた所でも、あえて地方自治法の規定を条文に盛り込んでやっておられるところがある。それは、それぞれの市町村が作った条例そのものを明確にする、意思を明確にするという意味だと思うが。

(委員)

総務省の地方行政課に聞いたけど、自治基本条例そのものの制定状況とかなんとか、関心がなくて調べたところありませんという答弁があった。鳥取市が自治基本条例を策定した時に、何回か聞いたけど、全然関心が無かった。それに対しても、異論も言っていないので、これは自由だと思う。所謂地方自治法の枠内で動いてもらったらいいという考え方だと思う。

(委員長)

市長とか議会の関係を発案権者として入れるということについて、6分の1とか12分の1とか、そういうことは別にしても、市長・議会を含めて、3者を入れておこうということで構わないと思うが、その辺についての皆さんのご意見はどうか。

(委員)

住民のみ規定して、議員や首長を規定しなくても、議員や首長はいくらでもやり方はあるということですね。別にここできちっとしてなくても、住民のための条例であれば、住民だけでもいいかなということになる。

(委員長)

今の鳥取市の自治基本条例に基づく住民投票では、いけば地方自治法そのままが入っているだけなので、それと同じようなことで、住民と議会と市長とを併せて入れておくということも考えられる。ただその提案要件をどれくらいにするのかはあると思う。クリアするハードルをもう少し高くするなど。

(委員)

そういう対立が考えられるものは入れておくべきだと思いますよ。自治基本条例の中にね。

(委員)

今はすごいわべだけの理解かもしれないが、首長や議員・議会は、例えば対立意見があったときには、地方自治法に基づき解散をするだとか、市長に対してはリコールだとか、お互いに交換権というか、制裁規定みたいなものがあることはあるんですよね。なので、基本条例で入れるってことは、いわば理念ということに関わってくるということですね。

(委員長)

発議権者に、当然そういうものはあるんだけど、基本条例の中に、あらためて再確認の意味も含めて規定して明らかにするということになるかもしれない。三者とすることで、今のところは整理していくこととする。

では、3番目の、投票資格者の範囲について意見を伺いたい。これまで規定されている住民投票条例等を見ると、公職選挙法に基づくものと、そうではなくて年齢要件を引き下げて18歳以上とするものと。それから、永住外国人も入れるかどうか。これがポイントであろうと思う。そこら辺の皆さんの思いを出してもらって意見交換を行いたい。

これを論議するにあたって、公職選挙法で規定する者は、これは日本国憲法に関連する者と判断できますが、いわゆる日本国民ということのなかで、20歳以上、それから日本国籍を有する者ということが明確に規定されているという、その趣旨はよく理解していないといけないと思う。国の問題でなしに、こういう地方の政策課題については、もっと間口を広げて、それに関わる人達を全部含めるということもあるわけだね。そこら辺のお考えを、出していただきたい。

(委員)

私は永住外国人の参政権を付与するべきだと考えている。付与しないとする理由が私には見当たらない。同じように税金を払っていて、同じように鳥取市民として、私たちと共に生活をしてられる外国人の方を排除する必要性がどこにあるのかなということを思う。非常に素朴な疑問として感じる。私は、仕事柄、沢山の永住外国人の方との交流があるが、どなたも、非常に素朴にどうして付与されないんだろう。ただ単に日本国籍を有する人が、自分達の既得権を守りたいがために、反対しているのかな。そういう、純粹に素朴にまた、人権上の観点からもそう思う。ですから、付与しないということであれば、既得権を守りたいということ以外で、明確な理由を教えてくださいなと、そのことを皆さんにお伝えしたいなと思う。

(委員)

今の議論で、よく言われるのだけれども、税金という問題が出てくる。税金と参政権の話は違うと思う。道路を車で走ってはだめだと外国人に言った規定もない。税金というのは、そこに住む者が、利便性を享受するために払っているのであって、税金問題と参政権付与とは別だと考えた方がいい。そういう議論をされる方は、必ず「私は税金を払っている」と言うけれど、それは違う。ここの3番でいう投票資格者の範囲というのは、常設・非常設なりで議論が分かれるので、非常設にした方がいいと私が考えるのは、そういう意味なんです。

(委員)

よくわからないままの発言で申し訳ないんですけど、住民投票は、例えば鳥取市、また、鳥取市の市政というか、その運営に関して判断を仰ぐものですよ。国全体をどうするという

問題ではなくて、あくまで、この鳥取市のことに関する投票だとすれば、現在参政権が20歳になっているところを18歳にするかどうかということが、国でも論議されているような状況だし、私は、そこまでは分からないにしても、例えば、鳥取市に住んでいるのであったなら、考えようよという定義でもあると思うので、18歳からはした方がいいと思うし、外国人の方達も、住んでいて自分たちが思う事、居住しての色々な利益やサービスがあるわけだから、その判断としての投票があってもいいという風に思う。当然、基本的な市民としての責任・義務を果たしておられることが、大前提であると思うが。

(委員長)

投票資格者の範囲について、公職選挙法で規定されている範囲にとどめるのか、18歳以上も含めるのか、あるいは永住外国人も含めるのか、今の状態で意見が対立しているわけです。そこら辺のお互いの論点の違いを、もう一度ひも解いてみてはどうか。

(委員)

参考なので、良い悪いという話ではないが、例えば、韓国籍の方というのは、韓国の投票権を持っているので、実際に韓国の国籍を持っておられて、国会議員だとか投票されている。多分今回の大統領選挙も投票されるんじゃないかと思っている。そういうことを考えていくと、やはり簡単には呑み込めないところがあるなという気持ちがある。それできちんと常設にするという考えにはなっていない。ただ、一緒に住んでいる仲間だという気持ちも抜けきらない面もある。

(委員長)

鳥取市の自治とかまちづくりという視点でこの問題を考えると、やはり、税金を払っているかどうかではなくて、生活そのものに影響するような施策についてはその方たちにも影響はあるわけで、鳥取市がどういう施策を進めるかについては直接影響があるから。そういう面では、永住外国人の方を対象とした意見を聞くというのも大事な視点かなと思うけれど、国政レベル等との絡みで明快に判断できない問題がある。大勢から見ても、永住外国人の方を盛り込んでいるという住民投票条例は、まだまだ少ないのではないかな。

常設型の住民投票条例を制定している自治体では、永住外国人も含めている事例が多いが、前回資料で示されたように、自治基本条例を制定する253自治体のうち非常設型の自治体が大半を占めるわけで、その辺はまだ明確になっていない。

(委員)

県の条例は、全市町村共通的に協力を仰ぐためということで、最小公倍数か最大公約数かわからないけど、無難な所で抑えている。

(委員)

でも、私たちが検討しているのは、あくまでも住民であり、国のこととかではないので、もし常設型にするとなったら、私は、この外国人の方、こういう永住外国人の方も含めることでよいと思う。国のレベルの話じゃないので。それで外国人の方というのは同じように仲間として。コミュニティという考え方においてだったら、私は、含めてもよいと思う。

(委員長)

それも、住民レベルでのという考え方のひとつだと思う。

(委員)

ただ、国政に関わる市政もあるわけだから、その時どうするか。その時に、「じゃあ、除きます」という言い方ができないので。

(委員長)

この参政権の問題については、沢山意見がある。それだけでもものすごい量があり、色々な視点からの検討が必要と思う。

(委員)

どちらかという、色々な視点からというよりは、外国人に参政権を付与したくないという方の意見が圧倒的に多い。

(委員長)

そういうものもあるだろうが、この参政権問題に両方の意見というのを挙げている例もある。だから、一方的なことでなしに、客観的に見た意見という、両方の意見をしっかり踏まえて、なぜ反対なのか、なぜ賛成なのか、そこら辺をもう一度整理してみる必要があるのでは。なかなか難しい問題だからね。

(委員)

私も、インターネット上の意見を沢山読んでみた。そうすると、やはり、反対してる人というのは、感情論的な意見を出されている方が多数あった。参政権を付与すべきという方の意見は、どちらかといえば、すごく自然な流れで、逆に言うと、付与できない理由がわからない。付与するのが、同じ市民として、自然な流れではないかという意見がある。私はそういう多数の方の意見を読んでいて、じゃあ私は、別に誰かに触発されたわけではなく、自然に付与しないことがおかしいと思うようになったということです。

(委員長)

一般の人の意見であるとか、学説的にどうだとか、法務省はどのような見解を持っているのかとか、いろいろ掘り下げてみると、簡単にこうだと言えないような気がする。

(委員)

個人個人の人生観に繋がる問題だから、そう簡単には言い切れない。それで、自分が反対するのは単なる感情論ということではないし、不自然でもないし、国家というものを尊重するというか、大事に思うというのは、それはそれなりの理屈があるので。憲法で習ってきたことを全部積み重ねても、やはり、ここは一線を引くべきだなど思っている。

(委員)

考えとしてはどちらもありだとは思いますが、素朴な疑問として、公職選挙法というもので、市議会の議員を選ぶのも日本国民に限っているという問題があるんですよね。これは考え方が違うかもしれないけど、市議会議員の選挙というのは、昔は人本意だったと理解していますが、最近では、政策本意ではないかと思うんですよね。そうすると、住民投票というのは結局、政策本意の選挙みたいなものですから、住民投票そのものが選挙に近づいていくということではないのかなと思う。そうなってくると、公選法上は日本国民に限っているのに、どうして住民投票では外国人を含むのかというつじつまの合わない話になりはしないかというのを危惧する。これは単に理屈の上の話なのかもしれないが、その辺が非常に気にはなる所である。

(委員長)

そこの辺りをどういう風に整理するかの問題がある。

(委員)

だからこそ、さきほど委員がおっしゃった整合性ということになると、年齢の18歳にしても然りだし、外国の方に対しても然りなので、条例で制定をするってことになるのではないかな。

(委員)

だから、公選法を変えるのが先ということになりますね。

(委員)

公職選挙法という基本を変えていかないと難しい。

(委員)

だってこれは条例でしょ。公選法は法律ですよ。法律が条例より優先されますから。だからおかしいのではないですかということですよ。

(委員)

だから、憲法から変えていかんとだめになっちゃうので。

(委員)

では、どうして他の市町村は定めてあるんですか。

(委員)

条例と言うのは法律の範囲内でしか作れないことになっている。それは憲法94条に書いてある。94条を変えないと、法律に違反した条例は作れないという意味です。

(委員)

でも、現在実際こうやって条例化してあるってことは、これはじゃあ違反ですか。

(委員)

それはわからない。争ったケースがない。

(委員)

極端に言うと、争うことができるってことですか。これを訴えることもできるんですか。

(委員)

ただ、それを争うだけの利益があるのかどうかですね。

(委員長)

住民投票を選挙とみなすかどうかだと思う。地方選挙の手法と似ているが。そうしないと、規定しているところの条例は成り立たないのではないか。

(委員)

違反だろうとなんだらうと、争いが無い限りは、合法とみなされている。

(委員)

違反だと分かっているながら、争うことが無いだろうからってこの条例が定められているわけじゃないでしょ。

(委員)

違法だとか、合法だとか判断したことを聞いたことが無いからわからないということです。そもそも、裁判所の土俵に乗ったことがあるんですかということです。土俵にのらないものを裁判所が違法だ合法だと言えないわけですね。だから、違法か合法かわからないということが現状です。

(委員)

最高裁の補足意見では、必ずしも否定するものではないということを言っていますね。外国人の投票権について。

(委員)

否定もしないが肯定もしないということです。外国人の参政権が認められるかという形で裁判所で争われたことがあります。傍論では認めるとも認めないとも言っておらず、そこから前に進んでいない。自治基本条例が違法か合法かという話は、訴えの利益があるとは考え難く裁判所で争われたこともないはずで。

(委員)

公選法でいくと、18歳の年齢のことも同じようになってくるのではないですか。今は20歳ですよ。

(委員)

18歳以上の未成年に投票権を与えるかどうかは外国人に地方参政権を付与するかどうかとの議論とは次元が異なる。公職選挙法上20歳で投票権が付与されるのは、民法上成年は20

歳ということで他の法律もこれにならっているからとされているようだ。外国人に地方参政権を付与するかどうかについては理論的には地方参政権を付与すべきことになろうが、法律がそこまでカバーできていないと思われる。

(委員長)

まあ、投票資格者について意見の違いはありますね。

鳥取市自治基本条例の市民の定義のなかには、市内で暮らす人のみならず、学生や市内への通勤者も入れている。そのなかには、当然、永住外国人の皆さんも入っている。

(委員)

自治基本条例の市民の規定は、ちょっと間違っていると思うんですけど、鳥取市で働いている人も含めている。だからちょっとややこしい。あれを入れてしまうと、もっとややこしくなってしまう。

(委員長)

それは、まちづくりの視点からみており、そういう方々も関係しているから入れている。しかし、投票資格ということになると、また違った問題が発生してくるから、そこは混乱が起きないように整理しておくべきである。住民投票をやるにしてもね。

(委員)

ただ、市民が街づくりに参画することや協働することは、市民の権利、責務であり権利であるというふうに明記しているので、これを大きく解釈すると、市民として規定されているものは、市に、行政に参画する義務、責務があると言えるのではないかなと思うんですけど。

(委員長)

だから、住民投票ということになると、ちょっと色々な問題が発生してくるから、いざ実施する場合には、具体的に規定しないとイケない。だから、この住民自治、まちづくりということ言えば、当然市民だから、市民の権利として、通勤とか市外に住所を持っている人まで含めるかどうかは別としても、市民である以上は、住民投票に参加してもよいのではないかなという一般的な感覚というのはある。

(委員)

あと、地方自治法の住民のところも、この解釈はどうなのかなと私は思う。

(委員長)

住民というのは、生活基盤が鳥取市にないといけませんよね。

(委員)

自治基本条例の住民というのは、県外から通ってくる人もみんな入れますということになってくるので、その住民とは少し違ってくる。3番の投票資格者の範囲については、まだ議論の余地があるので、ちょっと保留にして次に進んではどうか。

(委員長)

4番の投票形式。二者択一とか、市長の判断で三者とか四者とかというような例が載っておりますが。

(委員)

今回の二者択一方式はやはり困ったと思う。

(委員長)

これも案件によって、色々考えていなかいかといけない。一番単純なのは、AかBかだけ。

(委員)

これはさすがにちょっと、自治基本条例に盛り込まなければいけないと思う。あるいは、個別の条例に委ねて、その時決めて貰うしかない。

(委員長)

ただ、常設型ということイメージすればどうか。

(委員)

最後は個別に決めるとかですね。多くの自治体が細かいことは個別の条例でとか書いているので、これは別にいいと思う。

(委員)

豊中市では、「3以上の選択肢から一つを選択する形式によることができる」というような注釈、一文が加えられている。

(委員)

じゃあ、二者択一と書かなくてもいいような気がする。

(委員)

択一以外に聞き方はあるのですか。なければたぶん意味がない。

(委員)

それまでに、色んな議論が尽くされているということが大前提ですよ。どっちかというのを最終的に決めるんですから。

(委員)

今回の、市庁舎問題では、市庁舎の耐震化を現在地でそのままやって、駅南には何も建てないか。あるいは、駅南に市庁舎を建てるかの二者択一だった。私なんかむしろ、防災拠点というのは造って欲しかったので、今の市庁舎ではどうにもならないし。そうすると、別な意見も出てもいいのだけれど、今回の住民投票では、その入る余地がどこにもなかったですね。結

局何も造れなくて、防災の観点から言えば、今の市庁舎は非常に危ないので。防災というか、消防とか自衛隊とか警察とか、そういう機関が集まって、住民の安全を確保するためには、道路も悪いし、難しい気がしていた。そういうことが出てくるから、二者択一というのは困るなという気がしていた。

(委員)

そういう背景からすると、盛り込むべきということになりますね。

(委員)

三者択一でもね。だからここに、3以上の選択肢からとあるが、その程度は必要ではないかと思う。

(委員)

二者択一は、どっちかを選ぶってこと、表現として二者択一と表現してあるわけですよ。それで、豊中みたいに、後の一文を入れておけばいいのではないかと。

(委員長)

次に成立要件です。これは大体50%と規定する事例が多い。50%以下だと開票しないところもある。

(委員)

これでよいのではないかと。

(委員長)

投票結果の取り扱いであるが、これについては大半の自治体が「尊重する」としている。市長や議会の権限というものを考えて、このような表現にされているようだが。

(事務局)

自治基本条例は「結果を尊重しなければならない」としている。資料5に書いてある。

(委員)

我孫子市の場合は、変わってますよね。成立要件が決まってなくて、投票結果の取り扱いに関して、資格者総数の3分の1以上に達したときは投票結果を尊重するとある。投票総数によって尊重するかどうか決めるというのは珍しいですね。

(委員)

それは成立要件に規定がないからではないでしょうか。

(委員)

そうですね。成立の場合は、投票率が低くても成立するのだけれど、尊重するかどうかは結果によるという面白い規定です。

(委員)

尊重する者が、市民・市議会・市長となっているものと、それから市長・市議会になっているものとある。

(事務局)

市長とか議会が発議した場合でも、個別に分けてはありませんので、同じ成立要件となっている。

(委員長)

意見を尊重するというので整理したいと思う。現状のままをしたい。

そうすると、今日の論議だが、基本的構成要素の1～6までいろいろ意見交換したわけですが、①については、規定の仕方としてはネガティブ方式とする。②の「発議権者」については、市民と議会と市長それぞれ、発議権を明記する。③の「投票資格者の範囲」については、要素が三つありまして、公職選挙法そのものでよいというお考えと、年齢を18歳以上、それから、永住外国人も含める。この三つのご意見が出たと思うのですが、これについては、そういう意見があったということで今のところは整理しておきたい。

(委員)

ただ常設・非常設の関係で、その考え方は違うというのも入れておきましょう。私はその都度、議論やるべきだと思っているので。

(委員長)

住民投票の仕組みによって、内容を考えなければいけないということですので、それを含めて、三つの論点があった。それから④の「投票の形式」は、二者択一か、市長が必要と認めた場合には、三者択一の豊中方式でいいと。⑤の「成立要件」、これは、50%以上という形でご意見いただきました。それから⑥の「投票結果の取扱い」については、現在の自治基本条例と同様で尊重するという規定でいいというご意見であった。今日のところはこのような整理にしておきたい。その他に何かあるか。

(委員)

⑦に請求の制限期間とあるが、これはどう考えるのか。

(委員)

一般的には2年ということが多いですね。

(委員)

2年というと、どういう意味か根拠がわからないけれど。

(委員)

特に規定しなくても、そんな2年以内に再度ということはあまり想定できないと思うんです

けれど。

(委員)

全体に影響がなければ入れておいた方がいいのかなと思う。

(委員)

万が一だったら、やっぱりあった方がいいじゃないか。

(委員)

もし万が一同一の事案であったとしたら。よほど市民が、結果に納得いかないってことですからね。

(委員長)

議会と執行部との関係がうまくいっていないところでは、あり得ないことではない。入れてもよい項目としておきましょうか。

今日は、7つの論議をしていただきました。特に投票資格者の関係については、何かいい客観的な資料はないものでしょうか。

(委員)

いわゆるここに出てくる永住外国人っていうのがどういうものかが非常に曖昧なので、それに関する資料を出して貰ったらいいですけどね。

(委員)

別に資料を作って頂かなくても、私たちが調べればいいことではないかなと思うのですが。永住外国人というのは、一定の要件を満たして、永住の許可申請をし、許可され、日本国に永住している外国人。また、日本社会に生活の根拠を持ちながら、日本国籍を有しないものを、定住外国人というそうです。

(委員)

永住外国人というのは、日本国籍を持ってらっしゃるということですか。

(委員)

日本国籍は持っておられません。

(委員)

外国人だから。国籍はありません。

(委員)

国籍があったら日本人でしたね。では、定住だろうが、永住だろうが、外国人は外国人ということですね。

(委員)

だから、先ほど申し上げたように、韓国の国籍をもっておられるかたは、選挙権は韓国にある。だから多分、今回の大統領選挙にも投票されるだろうと。

(委員)

それぞれ、インターネットで調べればすぐわかりますね。議会で条例制定する時に、資格の問題が論議されていると思うが、以前、議会の議事録をもらったがそこに載ってるかね。

(事務局)

確認します。

(委員)

委員会で論議して、全体会で図っていると思うが、その時の論議を整理しといてもらえば参考になるかと思う。

(事務局)

了解しました。

(委員)

投票資格者の範囲に関しては、先ほどもおっしゃられたように、個人的な感情を持って議論していいのではないかというご意見もあったんですけど。もちろん、それもあっていいと思う。それも含めて、もう一度、委員の皆さんの意見をまとめていただきたい。

(委員長)

今日は、こういう意見があるとことだけを整理して、中身については、これから充分論議して。さっきお願いしたデータを見ながらですね。

だから今日のところは、こういう論点でしましたが、その前提としては、常設あるいは個別型ということの枠、両方含めたなかの論議ですので、そこを整理して。個々の立場での論議が固まってきたら、常設型の場合はどうするか、非常設の場合はどうするかということに発展させて整理していければと思う。

それでは、次回の日程を決めたいと思う。

※欠席委員もおられるため、後日各委員に日程の照会を行い、その結果で決めることとした。

(事務局)

1回、できたら2回ということもあるが、1月の最初の会の日にちによっては、2回目の会が2月にずれ込むこともある。その辺も含めて照会をさせていただく。

(委員長)

大きな論点は、この住民投票条例だろうと思っている。あとは、基本条例の中に、防災関係を規定するかどうかという新たな問題、あとは、運用上の問題点があればそれについての意見集約になるのではないかと想定している。何回もやるというわけにはいかないと思うので、できるだけ早くそこら辺を整理をして、報告書にも取り掛からなければいけない。

よろしく願います。今日は以上で終了させていただく。

5 閉会 16:10